

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示した。傍聴人なし。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に新木英男農業委員、黒須邦昭農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に田中農業委員会事務局長、書記に大畑次長、関根副主幹、加藤主任を任命した。

4 議 事

議案第36号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第36号農地法第5条の許可申請について事務局に説明を求めた。

事 務 局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は所有権。所在は大字平方字石井戸の1筆。地目は登記、現況とも畑である。形態は転用、用途は住宅敷地、施設は自己用住宅。住宅建築が伴うため開発許可が必要。なお、農地区分は1種農地。

続きまして申請番号2、地区は大谷地区、権利は所有権。所在は大字中新井字寺家分の1筆。地目は登記現況とも畑。形態は転用、用途は住宅敷地、施設は自己用住宅。住宅建築が伴うため開発

許可が必要。なお、農地区分は第1種農地。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 平方地区の國嶋亮子委員より報告があった。10月20日、平方地区の今川委員、新木委員の3名で現地調査を行った。現地調査を行った結果、農地として問題ないと判断した。

続いて大谷地区の新井幸夫委員より報告があった。10月20日、大谷地区の安藤委員、藤倉委員、千葉委員の4名で現地確認を行った。現地調査を行った結果、農地として適正に管理されており問題ないと判断した。

議長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第36号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議長 議案第37号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局より説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大石地区、所在は小泉一丁目の2筆。小泉二丁目の5筆。小泉四丁目の5筆。地目は登記上、田3筆、畑9筆。現況は畑12筆。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は夫と妻。

続きまして申請番号2、地区は大石地区、所在は小泉四丁目の7筆。地目は登記上、畑6筆。田1筆。現況は畑7筆。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。

議長 この件についても現地調査が行われているかと思しますので、各委員さんからの説明をお願いします。

(担当委員) 申請番号1及び2は関連があるため一括して、小川好次委員より報告があった。10月22日、藤波委員、山岸委員、橋本委員、矢部委員の5名で現地調査を行った。調査を行った結果、適正に管理されており問題ないと判断した。

議 長 本件について意見を求めたが、意見がないため、議案第37号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した

5 報告第5号専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について
- (3) 農地法第4条の届出の取下げについて

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時30分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年10月25日

議 長

署名委員

署名委員